

# 第1章 はじめに



# 1章 はじめに

## 1-1 計画策定の背景

わが国においては、少子化や高齢化の進展とともに人口減少社会を迎える中、まちづくりのあり方も拡散型の都市構造から中心市街地を中心に既存の都市機能を効率よく活用し、かつ高齢者にとっても移動しやすい環境を整備することから「コンパクトシティ」への転換が求められており、その移動手段の一つとして環境にもやさしい自転車の利用が重要視されています。

自転車の利用は、低炭素社会の実現や健康増進、観光振興、また、中心市街地活性化など様々なメリットがありますが、一方で、自転車で簡単に行けるような距離内の移動においても自家用車の利用は依然として多く、それに伴う交通問題や環境問題などへの対応に多くの時間と費用がつき込まれています。

本市においては、熊本平野の地形が比較的平坦であることや中心市街地を中心に自転車で移動できる範囲で街が形成され、このことから、通勤・通学、買い物などの日常生活において多くの人が自転車を利用しています。

そのようなことから、本市では、平成13年度に自転車利用環境を改善するため「熊本市自転車利用環境整備基本計画（計画期間 H22 年度迄）」を策定し、歩道にピクトやカラー舗装による通行区分の明示などの対策を講じ自転車の利用環境の改善に努めてきました。

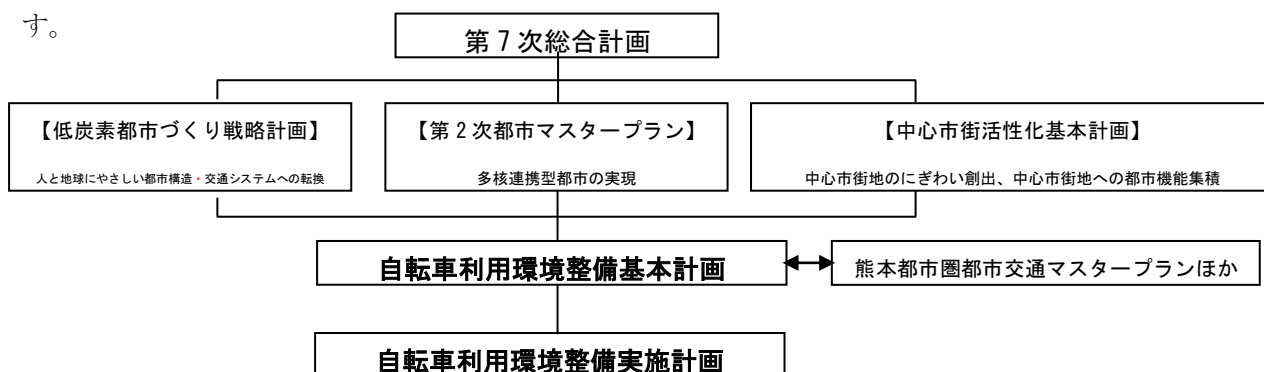
しかし、本市の自転車交通需要は極めて高く、本来、軽車両である自転車は道路交通法上では車道の左側端を走ることが原則となっていますが、現状の道路整備下においては歩道と車道を適宜選択しながら走行することを余儀なくされています。その結果、自転車は、自動車からも歩行者からも危険と感じられ、また、中心市街地においては駐輪場所の確保が容易でないうえ、放置自転車問題や一部の自転車利用者のマナーの悪さなどを指摘する声もあり、様々な点で自転車の利用環境を改善していく必要があります。

そこで、今回、自転車を近距離移動における交通手段の一つとして捉え、自転車がより安全により快適に走行できる空間整備と使いやすい駐輪施設を確保することで、近距離移動における自転車利用を促進し良好な都市環境の形成を目指すことを目的として「第2次熊本市自転車利用環境整備基本計画」を平成23年6月に策定いたしました。

また、平成24年11月に国土交通省と警察庁の共同により「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定され、平成29年5月には「自転車活用推進法」が施行されるなど、現行計画策定後の自転車交通動向等の変化を踏まえるとともに、上位計画や関連計画等との整合を図る必要があることから、平成30年4月に本計画の見直しを行うものです。

## 1-2 本計画の位置づけ

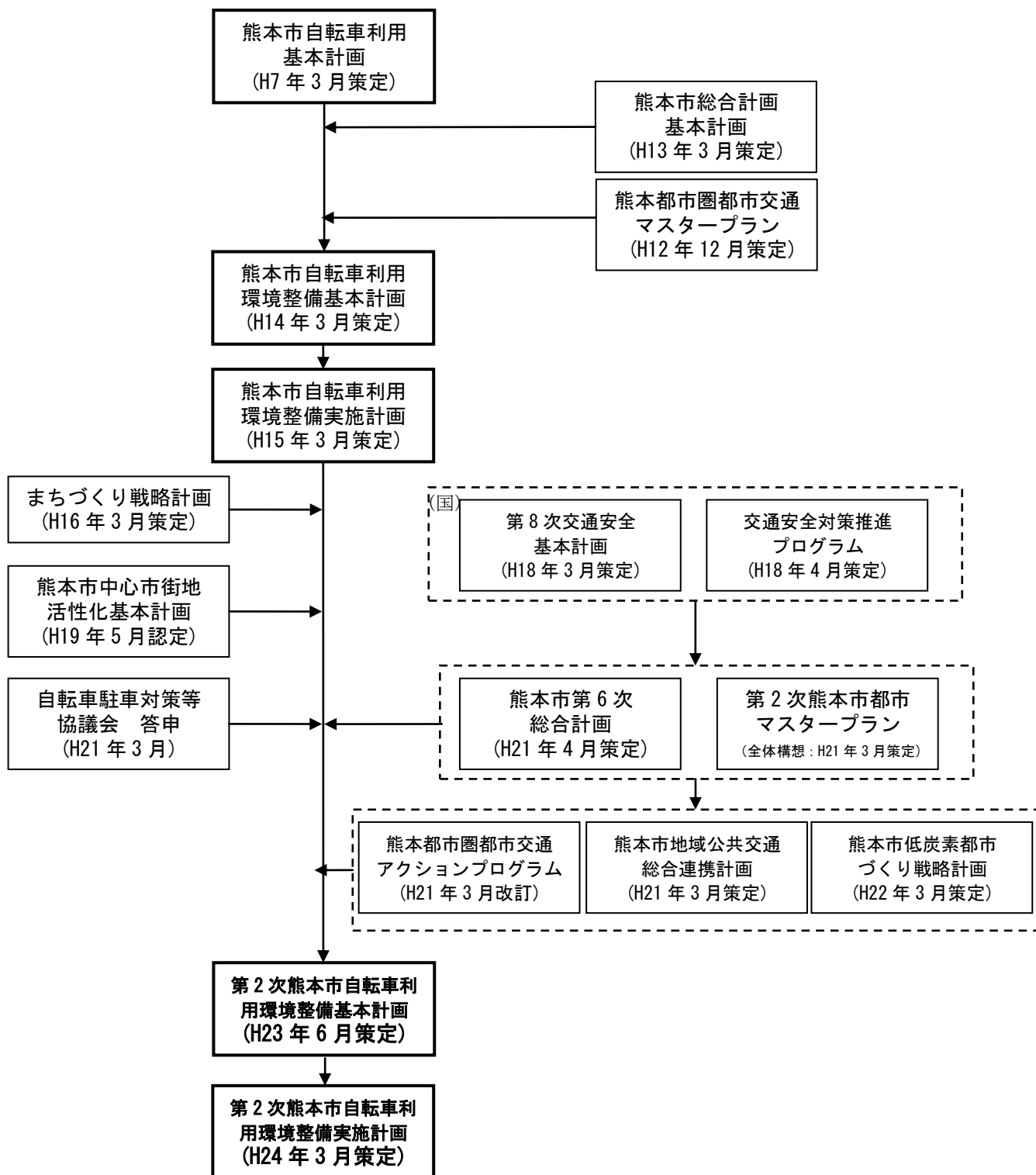
第7次総合計画における取り組みとして、下図に示す関連計画との整合のもと本計画を位置づけます。



### 1-3 上位・関連計画の整理

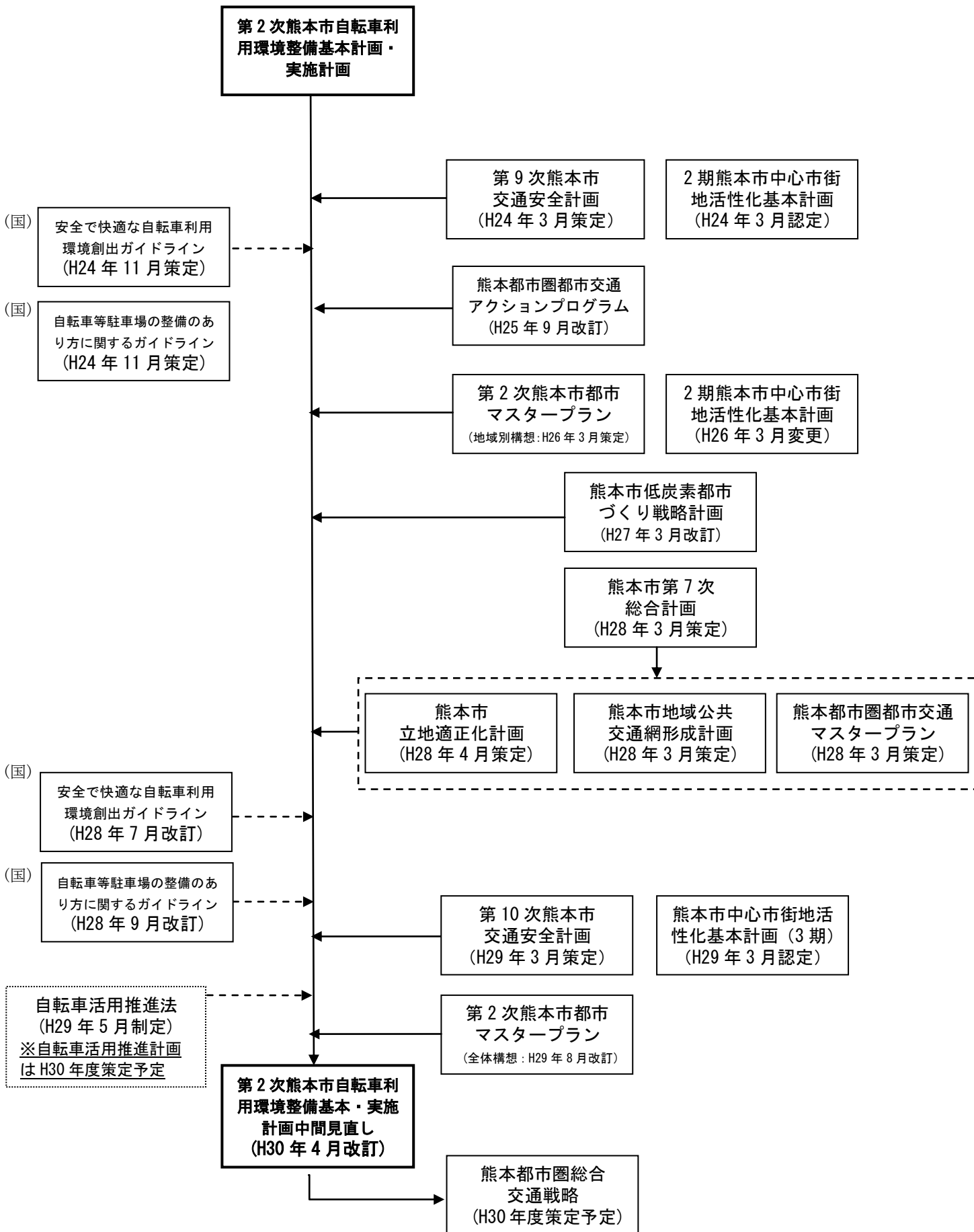
上位計画、関連計画を下図のとおり整理しました。

自転車関連施策については、複数の部署で各種の計画が立案されており、本計画では、これらの計画を踏まえ総合的かつ計画的な施策の検討を行うこととします。



▲ 上位・関連計画の位置づけ

< 策定後の上位計画、関連計画等の整理 >



＜参考＞ 以下に、上位・関連計画の主な内容を記載します。

● 熊本市第7次総合計画（平成28年3月策定）

熊本市第7次総合計画は、平成35年度を目標年次とした熊本市の最上位の計画であり、今後のまちづくりの指針となる重要な計画です。

1) めざすまちの姿

市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいまち「上質な生活都市」

2) 分野別施策の基本方針（自転車関連）

○安全で心豊かに暮らせる地域づくりの推進

施策名：安全で安心して生活できる社会の実現

基本方針：交通安全の推進

事業概要：交通安全の啓発・支援

子どもや高齢者を対象とする交通安全教室の開催 等

○安全で利便性が高い都市基盤の充実

施策名：良好な道路環境の実現

基本方針：安心・安全な道路の実現

事業概要：自転車利用環境の向上

自転車走行環境の整備、民間による駐輪場運営の推進、駐輪マナー向上等

● 第2次熊本市都市マスタープラン（全体構想 平成21年3月策定、平成29年8月改訂）

第2次熊本市都市マスタープラン(全体構想)は平成37年を目標年次とし、本市の豊かな市民生活や活発な経済・社会活動を支えるための、都市計画分野の長期的な方向性を体系的に明らかにしたものであり、今後、本市が定める個別の都市計画の基本的な方針となるものです。

1) 都市づくりの目標

I. 九州中央の広域交流拠点にふさわしい都市づくり

目標①：城下町の歴史と文化を活かした、魅力ある熊本づくり

目標②：多様な交流を創出し、活力を生む基盤づくり

II. 誰もがいきいきと輝く暮らしやすい都市づくり

目標③：自然と共生した、暮らしやすい地域づくり

目標④：皆で支え合う、安全で快適なまちづくり

2) 都市構造の将来像

豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市

3) 都市交通体系の整備方針

九州中央の広域交流拠点都市としての役割を担うための駅や空港、港湾などの広域交通拠点の整備促進及び、幹線道路や広域交通網の整備を図るとともに、将来にわたりだれもが安心して移動できる交通体系、災害に強い交通ネットワークを確立する。

○歩行者、自転車や公共交通利用者等のための施設の整備方針

①歩行者や、自転車が利用しやすい道路環境を創出する。

②特に、人の回遊性の高い中心市街地や地域拠点においては、安全で快適な道路環境の確保に努める。

③中心市街地や JR の駅など、自転車利用の多い場所においては、事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進する。

④公共施設や公共交通機関等での多言語案内表示の充実を図り、外国人も含めた利用者の利便性の向上を図る。

#### ● 熊本市中心市街地活性化基本計画（平成 29 年 3 月認定）

熊本市中心市街地活性化基本計画は平成 33 年度を目標年次とし、甚大な被害が発生した熊本地震から復興するとともに、高次な都市機能が集積した “くまもとの顔” である中心市街地の更なるにぎわい創出のために、目指すべき姿を示すものです。

##### 1) 範囲

「熊本城地区」、「通町筋・桜町周辺地区」、「新町・古町地区」、「熊本駅周辺地区」

##### 2) コンセプト

地震からの創造的復興により誰もが安心して暮らし働き、国内外からも多くの人を訪れる、魅力あるくまもとの顔づくり

##### 3) 基本方針

- ・ にぎわいあふれる城下町
- ・ 安心してずっと暮らしたいまち  
⇒自転車走行空間の整備、放置自転車対策、サイクル&ライド駐輪場等の整備
- ・ 誰もが訪れてみたくなるまち

#### ● 熊本市低炭素都市づくり戦略計画（平成 22 年 3 月策定、平成 27 年 3 改訂）

熊本市低炭素都市づくり戦略計画は平成 32 年度を短期目標年次とし、地球温暖化の対策に関する具体的な個別計画を示すものです。

##### 1) 将来像

- ・ 水と緑に輝く豊かな自然と 400 年をこえる熊本城下の歴史・伝統が息づく低炭素で暮らしやすいまち
- ・ 自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギー型のコンパクトなまち
- ・ ふるさと熊本を愛し、地球市民としての自覚を持つ人々が豊かさを実感し生き生き交流するまち

##### 2) 戦略（自転車関連）

戦略 2：人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換

##### ②徒歩や自転車でも日常生活が営める生活圏の形成

- ・ 歩行者や自転車が利用しやすい道路環境の創出（歩行者と自転車を分離した自転車走行空間の整備）
- ・ 自転車の利用促進（自転車駐車場の整備、レンタサイクル）

## ● 第2次熊本市都市マスタープラン（地域別構想 平成26年3月策定）

第2次熊本市都市マスタープラン(地域別構想)は平成37年を目標年次とし、全体構想にて示された都市構造の将来像である多核連携都市に向けた基本方針を示すとともに、区ごとに都市政策上の主な取り組みを体系的に明らかにしたものです。

### 1) 多核連携都市づくりに向けた基本方針

将来的な人口減少・超高齢社会を見据え、幅広い世代にとって暮らしやすい都市が実現できるよう、長期的な観点から、本市が目指す多核連携都市の形成に向けて、以下の3つの方針を掲げています。

- ・公共交通の利便性の高い地域への居住機能誘導
- ・中心市街地や地域拠点への都市機能の集積
- ・公共交通ネットワークの充実

### 2) 各区における都市交通体系の整備

#### ○歩行者、自転車利用者のための施設の整備

#### 【自転車利用環境の向上・安全な歩行者・自転車環境の形成】

##### 〈中央区〉

- ・中心市街地への近接性を活かし、自転車通行帯等の整備や駐輪場の充実など、自転車を安全安心して利用できる交通環境整備を進める。
- ・観光や業務目的によるレンタサイクルの利用を推進するため、中心市街地周辺にレンタサイクルポートを設置する。
- ・中心市街地や JR の駅など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場整備の推進に努める。
- ・白川の河川敷や管理道路などを活用し、自転車で快適に移動できる（仮称）白川自転車ハイウェイの整備を進めます。
- ・魅力と活力のある中心市街地とするために、歩行空間の整備やバリアフリー化を推進し、商店街等と一体的な取り組みにより回遊性の高い快適な空間の形成を図る。
- ・中心市街地の外周部への駐輪場整備を誘導し（フリンジパーキング）、中心市街地における歩行者の安全性・回遊性を向上する。

##### 〈東区〉

- ・健軍地区周辺や中心市街地に向かう市電沿線では、歩行者や自転車が共存する交通環境の形成を目指す。
- ・地域拠点周辺や放置自転車の多い電停・バス停など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進する。

##### 〈西区〉

- ・熊本駅、上熊本駅周辺の道路整備等にあわせ、歩行空間や自転車走行空間の更なる向上に取り組む。
- ・地域拠点周辺など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進する。

##### 〈南区〉

- ・地域拠点周辺など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進する。



- ・自転車利用が多いことから、交通量に応じて歩行空間と自転車走行空間の分離を推進する。

#### 〈北区〉

- ・地域拠点周辺など、自転車利用の多い場所に事業者と連携・協力して、駐輪場の整備を推進する。

### ● 熊本都市圏都市交通マスタープラン（平成 28 年 3 月策定）

熊本都市圏都市交通マスタープランは、概ね 20 年後を目標年次とし、目指すべき都市構造とそれを支える交通体系のあり方を提案したものであり、パーソントリップ調査及び人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、現状及び将来にわたる都市圏交通の課題に対応するために関係機関が共同で策定する都市圏交通の将来ビジョンです。

#### 1) 都市圏の将来像

人口減少・超高齢社会が進展する中においても活力ある都市づくりを進めるため、広域的な拠点機能や都市機能を交通網に合わせ配置し、熊本市と周辺市長村、また近隣市町村相互が補完・連携しながら、暮らしやすさと持続的な発展を確保する「多核連携型の都市圏構造」を目標像としています。

#### 2) 都市圏の交通ネットワークの将来像

多核連携型の都市圏構造の形成を支援するため、地域間の交通需要に的確に対応するとともに地域間連携を支える交通ネットワークの将来像として、「放射 8 方向の基幹公共交通軸」や「2 環状 11 放射道路網」の形成を進める。

#### 3) 将来の交通体系の考え方（自転車関連）

中心市街地を、都市圏住民や観光客にとって魅力ある空間としていくためには、安全で快適な歩行空間のネットワークを形成するとともに、公共交通や自転車交通との連携を高め、安全・安心に回遊できる移動環境を整備する。

また、中心市街地及びその他市街地部においては、自動車などその他の交通手段と比較しても早く移動できる自転車を、都市交通における重要な近距離移動手段として、その利用を促進するため、より安全に快適に走行できる自転車走行空間の整備を行う。

#### 4) 将来交通計画（整備方針・主な提案施策）

##### （歩行者交通、自転車交通及び公共交通のネットワークの形成）

中心市街地内の移動をしやすいするため、歩行者交通、自転車交通及び公共交通が相互に連携したネットワークの形成に取り組む。

### ● 熊本都市圏総合交通戦略（平成 30 年度策定予定）

熊本都市圏総合交通戦略は、熊本都市圏都市交通マスタープランが示す将来ビジョンの実現に向けた具体的な取り組み方を示す実行計画です。

現在、平成 30 年度の策定に向けて関係機関と協議を進めており、本計画と調整を図り施策を位置付けます。

## ●第10次熊本市交通安全計画（平成29年3月策定）

第10次熊本市交通安全計画は平成32年度を目標年次とし、本市における交通安全に関する施策の大綱となるものです。

### 1) 基本目標

熊本市として震災経験を活かし、人命尊重の理念の下、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会をめざします。

### 2) 施策の方向性

- ・交通安全思想の普及徹底  
⇒自転車安全利用キャンペーンの実施、小中学校に対する自転車教室の推進 等
- ・歩行者及び自転車の安全確保  
⇒自転車走行空間整備、放置自転車対策
- ・通学路等における安全対策
- ・公共交通の安全確保

## ●熊本地域公共交通網形成計画（平成28年3月策定）

熊本地域公共交通網形成計画は平成37年度を目標年次とし、将来に亘り持続可能で利便性の高い公共交通網を形成するために必要な取組みを体系的に位置づけ、地域公共交通網形成のための再編事業等を進めていくために策定したものです。

### 1) 目指す公共交通の将来像

誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通

### 2) 目標

- ・まちづくりと連動した公共交通施策の展開
- ・都市圏全体を見渡した利便性の高い持続可能な公共交通網の形成  
(具体的な取組み①②：地域拠点におけるサイクルアンドライドなどの整備)
- ・住民・事業者・行政等の適切な役割分担と協働による公共交通の維持・確保

## ●熊本市立地適正化計画（平成28年4月策定）

熊本市立地適正化計画は平成37年度を目標年次とし、多核連携都市の実現に向けて、熊本市の現在の暮らしやすさや魅力を人口減少・超高齢社会においても維持するとともに、熊本都市圏の発展を牽引するため長期的に都市活力を維持することを目的に策定したものです。

### 1) 多核連携都市の実現に向けた基本的な考え方

- ・都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保
- ・公共交通ネットワークの充実
- ・居住誘導区域における人口密度の維持
- ・地域コミュニティの維持活性化

### 2) 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策（自転車関連）

○居住誘導区域における人口密度の維持

公共交通の利便性の高い地域の人口密度を維持するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に積極的に取り組むとともに、歩行空間や自転車走行空間、その他公共空地の整備に努め、居心地の良い空間を創出します。

●【国】安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成24年11月策定、平成28年7月改訂）

安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインは、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進めるために策定したものです。

【安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインに定める主な内容】

1) 自転車ネットワーク形成の進め方

- ・自転車ネットワークに関する計画策定から完成までの手順
- ・各作成手順における技術検討項目及びコミュニケーション・合意形成項目
- ・計画検討体制の構築と維持活用

2) 自転車通行空間の設計

- ・単路部、交差点部の設計

3) 利用ルールの徹底

- ・利用ルールの周知
- ・利用ルール遵守に関するインセンティブの付与
- ・交通違反に対する指導・取締り

4) 自転車利用の総合的な取組

- ・自転車通行空間の効果的利用への取組
- ・自転車の利用促進

●【国】自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン

（平成24年11月策定、平成28年9月改訂）

自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドラインは、放置自転車対策のための自転車等駐車場の整備等について、自転車利用者のニーズを的確に把握し、駐輪の量を質に応じたきめ細かい対応を図るために策定されたものです。

○自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドラインに定める主な内容

- ・自転車等駐車対策の基本方針
- ・今後の自転車等駐車施策の展開

●【国】自転車活用推進計画（平成30年度策定予定）

自転車活用推進計画は、自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な措置を定めるものです。

1) 基本方針

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援

※現在、国において自転車活用推進計画を策定中であり、本計画では、上記の基本方針に掲げる①自転車専用道路等の整備、②路外駐車場の整備等、⑧交通安全に係る教育及び啓発、⑪公共交通機関との連携の促進 について取り組むものです。

